

組入上位10銘柄紹介

銘柄名

銘柄紹介

PARKER HANNIFIN CORP	1917年に設立された動力制御機器メーカーで、オハイオ州に本社を置いています。同社製品は、幅広い産業の動力制御システムに組み込まれています。同社は世界45ヵ国で事業を展開しており、世界中で同じ製品が手に入り、ローカルサービスも迅速に受けられるため、顧客は生産活動のダウントIMEを最小限に抑えることができます。このように製品とサービスの両面から顧客を囲い込むビジネスモデルにより、安定収益を確保することができます。
DOVER CORP	1955年に設立された工業機械メーカーのコングロマリットで、イリノイ州に本社を置いています。同社は、エンジニアリング製品やクリーンエネルギーなどを含む、5つのセグメントを通じて事業を展開しています。収益の半分以上を米国で生み出しています。
NATIONAL FUEL GAS CO	1902年に設立された総合天然ガス会社で、ニューヨーク州に本社を置いています。同社は主に、天然ガスの生産、収集、輸送、流通に従事する多角的エネルギー企業で、ニューヨーク州とペンシルベニア州の顧客にサービスを提供しており、同社の石油・ガス子会社保有のガス田と油田には、約42億立方フィートの天然ガスと2.5億バレルの石油の埋蔵が確認されています。
SYSCO CORP	1969年に設立された米国最大の食品卸売会社で、テキサス州に本社を置いています。同社は10か国以上で340の流通センターを運営しており、食品、食器、厨房機器などをレストランやホテルなどへ販売しています。
COCA-COLA CO/ THE	1892年に設立された世界最大規模の清涼飲料水メーカーで、ジョージア州に本社を置いています。同社は数多くの世界トップブランドを擁しており、ソフトドリンクに加え、水、スポーツ飲料、コーヒー、お茶、果汁飲料なども販売しています。積極的なグローバル展開により、同社の売上高の半分以上は米国外で占められています。
KENVUE INC	2023年に、日用品・製薬大手のジョンソン・エンド・ジョンソン(JNJ)がコンシューマー・ヘルス事業をスピンオフする形式で同社が設立され、ニュージャージー州に本社を置いています。同社が取り扱うブランドは、風邪薬、薬用マウスウォッシュ、ばんそうこうなど、日本国内でもなじみ深い製品が数多くあります。
3M CO	1902年に設立された多角経営会社で、ミネソタ州に本社を置いています。多くの一般消費者向け製品のトップメーカーで、収益の大半を米州から得ています。日本国内においても、付箋紙やスポンジたわしななどのブランドが有名です。
NORTHWEST NATURAL HOLDING COMPANY	1859年に設立された天然ガス会社で、オレゴン州に本社を置いています。同社は、米国とカナダの住宅用、商業用、工業用の顧客にサービスを提供しており、子会社を通じて天然ガス配給システムの建設・維持、天然ガス・パイプライン・プロジェクトへの投資を行っています。
STANLEY BLACK & DECKER INC	1843年に設立された国際的な工具メーカーで、コネティカット州に本社を置いています。同社のツール＆ストレージ部門は、BLACK+DECKERブランドの電動工具や空気圧工具を、プロ向けおよび一般消費者向けに提供しています。産業部門は、石油・天然ガスパイプライン業界およびその他産業界の顧客にサービスを提供しています。
BLACK HILLS CORP	1941年に設立されたエネルギー事業会社で、サウスダコタ州に本社を置いています。同社は電気事業とガス事業の2つのセグメントで、主に米国中西部で事業を展開しています。2018年に石油事業から撤退し、中核となる公益事業に注力してからは、コモディティー市場の影響を受けにくくなり、公益企業としては力強い成長を遂げています。

※銘柄紹介は、各種資料より、大和アセットマネジメントが作成したものです。

※個別企業の推奨を目的とするものではありません。

【市場動向】

米国株式市場は上昇しました。

月前半は雇用統計等の強い結果を受けた金利上昇を嫌気して軟調な推移となりました。月後半は、インフレ鈍化を示すCPIを受けた金利低下を好感し上昇に転じました。中国のディープシーク・ショックの影響で一時下落した局面もありましたが、金利が低下基調を辿ったことや、トランプ大統領が巨額のAI関連投資を発表したこと等を受けて投資家心理が改善し上昇しました。

為替市場では、円高米ドル安となりました。

米ドル円は、おおむね日米金利差の動きに連れる展開となり、日銀が月内の金融政策決定会合において、利上げを行う可能性が高まったことで、円高米ドル安となりました。

【ファンドの運用状況】

月間の動き

主に米国株式市場の要因で、基準価額は上昇しました。

個別銘柄では、第4四半期決算において売上高と利益が市場予想を上回った3Mや、第1四半期決算において一株当たり純利益が市場予想を上回ったNATIONAL FUEL GASなどがプラス要因となりました。その一方で、利益の見通しを下方修正したHB FULLERや、米カリフォルニア州ロサンゼルス近郊で発生した山火事による保険損失の影響が見込まれるCINCINNATI FINANCIAL CORPなどがマイナス要因となりました。

CINCINNATI FINANCIAL CORPの社長兼最高経営責任者は、このような不測の事態が生じるからこそ人々は保険に加入するわけで、一時的な損失を受けても保険事業の重要性が再認識されるということを強調した上で、配当金の増額と財務健全性に対する自信を表明しました。

【今後の展望・運用方針】

市場展望

米国株式市場は、トランプ政権の政策の不透明感は依然として強く、特に関税政策に伴うインフレ懸念による金利の高止まりには注意が必要です。しかし、関税引き上げ合戦になった場合に被るダメージは他国と比べて相対的に小さいと見る向きもあり、米国株が選好され易いとも考えられます。良好なファンダメンタルズに加え、当該政権による減税やハイテク・金融業種等への規制緩和期待に後押しされることで、米国株式市場は堅調に推移すると考えます。

為替市場は、日銀の金融政策は引き続き利上げ方向であるため、米ドルは対円で弱含む展開を見込みます。ただし、日銀の金融引き締めやFRBの緩和のペースは緩やかになることが想定されるため、日米金利差の大幅な縮小は見通しづらく、米ドルの下落幅も限定的になるとみています。

運用方針

当ファンドは、米国の株式等の中から、50年以上連續で増配している「配当王銘柄」に着目し、継続的に増配を行う企業の株式等に投資することで、配当収入の確保と値上がり益の獲得により信託財産の成長をめざします。引き続き、継続的に増配を行う企業の株式等の中から、流動性や財務健全性を考慮し、ポートフォリオを構築します。

《ファンドの目的・特色》

ファンドの目的

- ・米国の株式等の中から、継続的に増配を行なう企業の株式等に投資し、配当収入の確保と値上がり益の獲得により信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

- ・米国の株式等の中から、継続的に増配を行なう企業の株式等に投資します。

・毎年 2、5、8、11 月の各 23 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

価格変動リスク・信用リスク 株価の変動	組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。
価格変動リスク・信用リスク リートの価格変動	組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
その他	解約資金を手当てるため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

«ファンドの費用»

投資者が直接的に負担する費用			
	料率等	費用の内容	
購入時手数料	販売会社が別に定める率 ※徴収している販売会社はありません。	—	
信託財産留保額	ありません。	—	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
	料率等	費用の内容	
運用管理費用 (信託報酬)	年率0.286% (税抜0.26%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。	
配分 (税抜) (注1)	委託会社 販売会社 受託会社	年率0.14% 年率0.10% 年率0.02%	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
その他の費用・手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。	

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に進行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託およびETFは市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

《お申込みメモ》

購入単位	最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万口当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	<p>① ニューヨーク証券取引所の休業日</p> <p>② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日</p> <p>(注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合せ下さい。</p>
申込締切時間	<p>(2024 年 11 月 4 日まで)</p> <p>午後 3 時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）</p> <p>(2024 年 11 月 5 日以降)</p> <p>原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）</p> <p>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合せ下さい。</p>
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）できます。 <ul style="list-style-type: none">・受益権の口数が 30 億口を下すこととなった場合・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	年 4 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合せ下さい。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

《収益分配金に関する留意事項》

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

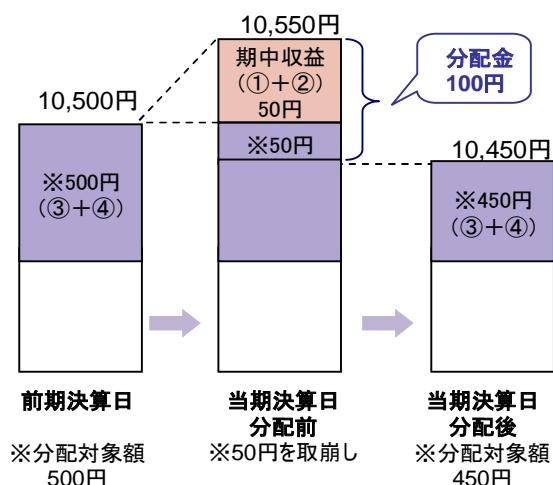
投資信託で分配金が支払われるイメージ



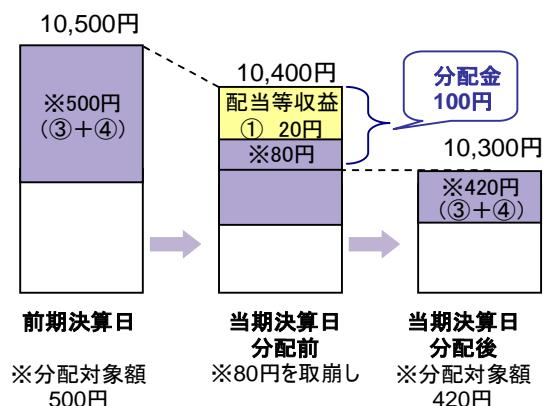
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



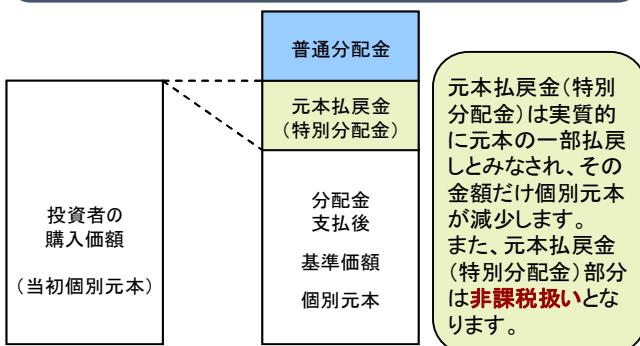
前期決算日から基準価額が下落した場合



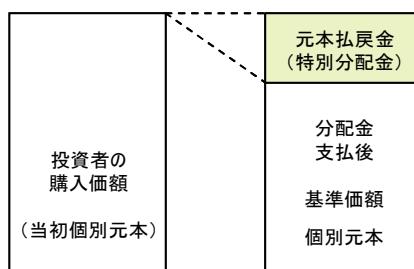
(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

- ◆ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

- ▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00)
- 当社ホームページ
- ▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

iFreePlus 米国配当王（年4回決算型）

販売会社名（業態別、50音順） (金融商品取引業者名)		登録番号	加入協会			
			日本証券業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○	○		○
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○	○		○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○		○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○	○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3335号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問い合わせ下さい。